

# 最終処分場、事業場放流水等分析検査業務委託仕様書

## 1 総則

### (1) 適用範囲

本仕様書は、「最終処分場、事業場放流水等分析検査業務委託」に係る業務に適用する。

### (2) 目的

特定の最終処分場、事業場における排出基準等への適合状況を確認するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の規定等に基づき、分析検査（以下「検査業務」という。）を実施するものである。

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (4) 検査項目および回数

別紙「検査項目一覧表」のとおりとする。

### (5) 報告および成果品

ア 受託者は、各試料の検査終了後、速やかにその結果を計量証明書等により報告するものとする。

イ 受託者は、分析値が各法令の基準に適合しないと予測される又は判明した場合は、速やかに委託者へ速報値として報告するものとする。

ウ 受託者は、検査業務完了後、成果品として試料番号ごとに整理した計量証明書付の業務報告書を1部提出するものとする。

## 2 一般事項

### (1) 法令の遵守

受託者は、検査業務を実施するに当たっては、各種の関係法令等を遵守しなければならない。

### (2) 機密の保持

受託者は、本検査業務の遂行上、知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本検査業務の終了後においても、同様とする。

### (3) 再委託

受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、業務の一部を委託することができる。なお、検査業務における分析を再委託する場合は、計量証明事業（事業の区分：濃度）の登録を受けている業者を選定し、事前に委託者へ報告するものとする。

## 3 検査業務

### (1) 事前協議

検査業務を実施するに当たっては、委託者と受託者は、年間検査計画等について、事前に協議を行うものとする。

### (2) 試料採取日の通知

委託者は、試料採取予定日の1週間前までに、試料採取日および試料番号を受託者に通知するものとする。

### (3) 試料容器

受託者は、試料採取予定日の前日までに、検査業務に使用する試料容器を委託者に届け、委託者の確認を受けるものとする。

### (4) 検査業務に供する試料

検査業務に供する試料は、委託者が採取し、受託者は、採取した当日中に委託者から回収するものとする。

### (5) 分析方法

分析方法については、関係法令に基づき実施するものとし、特に定めのない事項においては、日本産業規格（J I S）および環境省が定めるマニュアルに準ずるものとする。

## 4 補則

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

別 紙 「検査項目一覧表」

## 最終処分場

(安定型浸透水)

※ 試料番号2、7は、本業務委託の対象外とする。

### 最終処分場

### （管理型放流水）

※ 試料番号2は、本業務委託の対象外とする。

## 處理施設

### (燃え殻)溶出試験

試料番号	分析項目・回数					
	カドミウムはその他の化合物	バクelite	コロムビウムはその他の化合物	硫酸素はその他の化合物	水銀素はその他の化合物	セレンはその他の化合物
燃 え 殻	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1
合 計	5	5	5	5	5	5

環境調查

### 水文測量 (河川水)

試料番号	分析項目・回数							
	生物化 学的需 素要求 量	カドミ ウム	全シアン	六価チ ロム	鉛	砒素	総水銀	水素イ オン濃 度
河 川 水	2-1							
	2-3							
	2-4							
	2-5	2	2	2	2	2	2	2
	2-6	2	2	2	2	2	2	2
	2-7	2	2	2	2	2	2	2
	2-8							
	3-1							
	4-1							
	地下 水	5-1						
合 計		6	6	6	6	6	6	6

※ 試料番号 2-5, 2-6, 2-7 以外は、本業務委託の対象外とする。